

岐阜県公報

第二千四百六十九号
平成二十五年八月九日

(金曜日)

目次

告 示

道路の区域変更
道路の供用開始

(道路維持課) 五三九
(同) 五四〇

公 示

特定非営利活動法人の定款変更認証申請
指定自立支援医療機関の指定
大規模小売店舗の変更の届出に関する件
大規模小売店舗立地法による意見書に関する件
県営土地改良事業計画の決定
土地改良事業の工事の完了
建設業法に基づく建設業者の許可の取消し
公共測量の実施
可児都市計画の図書の縦覧

(環境生活政策課) 五四一
(保健医療課) 五四一
(商業流通課) 五四二
(同) 五四二
(農地整備課) 五四三
(同) 五四三
(建設政策課) 五四三
(用地課) 五四四
(都市政策課) 五四五

告 示

岐阜県告示第三百八十九号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十五年八月九日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県岐阜土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十五年八月九日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	区域 変更 別前 後	敷地の幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
県道	環岐 状阜 線	岐阜市則武本島二二〇番 二地先から 同市正木西町一〇番一 地先まで	前 後	三・〇 四・八	六五・三 六五・三	

岐阜県告示第三百九十号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十五年八月九日から二週間岐阜県県土整備部道路維持

県道	
環状線	
岐阜市則武本島二二〇番地 先から	
同 市正木西町一〇番一地先 まで	
六五〇・三	
平成 二五・八・九	
平成 二五・八・九	

岐阜県告示第三百九十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十五年八月九日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県岐阜土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十五年八月九日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	岐阜線
路線名	岐ケ原線
区 間	本巣市小柿八三一番一地先から 同 市 同 八二六番一地先まで
延長（メートル）	一五・〇
供用開始の期日	平成 二五・八・九
備考（区域の決定又は変更の告示年月日ほか）	平成 二・八・二七

公 示

特定非営利活動法人の定款変更認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により特定非

営利活動法人の定款変更認証の申請があったので、同条第五項で準用する第十条第二項

の規定により次のとおり公示する。

平成二十五年八月九日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 申請のあった年月日 平成二十五年七月二十三日
- 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人子ラボハウススキキの家
- 三 代 表 者 の 氏 名 松井 弓枝
- 四 主たる事務所の所在地 岐阜県郡上市大和町剣一〇四九番地一七
- 五 定款に記載された目的 この法人は、学童や子育て中のお母さん方及び高齢者の人達に対して、学童の放課後預かり事業、子育て中のお母さん方の相談事業、引きこもりがちな高齢者の方々に対して、ふれあいを基本理念とした事業を行い、子ども達の健全育成と安心した子育て及び高齢者の生きがいを実現して地域コミュニティの活性化に寄与することを目的とする。

指定自立支援医療機関の指定

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二十三号）第五十四条第二項に規定する指定自立支援医療機関の指定をしたので、同法第六十九条の規定により公示する。

平成二十五年八月九日

岐阜県知事 古 田 肇

(薬局)

名 称	所 在 地	自立支援医療の種類	指 定 日
スギ薬局 萩原店	下呂市萩原町萩原一五〇〇番地	精神通院	平成 二五・八・一

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成二十五年八月九日から四月間岐阜県商工労働部商業流通課及び東濃振興局において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十五年八月九日

岐阜県知事 古 田 肇

一 届出年月日

平成二十五年七月三十日

二 届出者の氏名又は名称

株式会社パロー

三 建物の名称及び所在地

パロー瑞浪中央ショッピングセンター【Aゾーン】

瑞浪市益見町三丁目一―番地 外

四 変更した事項

大規模小売店舗の名称

（変更前）（仮称）パロー瑞浪中央ショッピングセンター【Aゾーン】

（変更後）パロー瑞浪中央ショッピングセンター【Aゾーン】

大規模小売店舗の所在地

（変更前）瑞浪市土岐町畑廻七三三〇 外

（変更後）瑞浪市益見町三丁目一―番地 外

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五

条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成二十五年八月九日から四月間岐阜県商工労働部商業流通課及び東濃振興局において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十五年八月九日

岐阜県知事 古 田 肇

一 届出年月日

平成二十五年七月三十日

二 届出者の氏名又は名称

株式会社パロー

三 建物の名称及び所在地

パロー瑞浪中央ショッピングセンター【Aゾーン】

瑞浪市益見町三丁目一―番地 外

四 変更しようとする事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻

株式会社パロー（スーパーマーケット）

（変更前）午前十時（年間六十日は九時三〇分）

（変更後）午前九時

大規模小売店舗立地法による意見書に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第四項の規定により大規模小売店舗設置者に対して意見を述べたので、同条第六項の規定により意見の概要を公示する。

なお、その意見書は平成二十五年八月九日から一月間岐阜県商工労働部商業流通課において縦覧に供する。

平成二十五年八月九日

岐阜県知事 古 田 肇

一 建物の名称及び所在地

ヒマラヤゴルフ本店

岐阜市市橋二丁目五 五 外

二 意見の概要

意見なし(届出事項 新設)

大規模小売店舗立地法による意見書に関する件

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第四項の規定により大規模小売店舗設置者に対して意見を述べたので、同条第六項の規定により意見の概要を公示する。

なお、その意見書は平成二十五年八月九日から一月間岐阜県商工労働部商業流通課において縦覧に供する。

平成二十五年八月九日

岐阜県知事 古 田 肇

一 建物の名称及び所在地

(仮称)マックスバリュ岐阜元町店

岐阜市元町一丁目一〇番一 外

二 意見の概要

意見なし(届出事項 変更)

県営土地改良事業計画の決定

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条第一項の規定により、次の県営土地改良事業の計画を定めたので、同条第五項の規定により公示し、事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成二十五年八月九日

岐阜県知事 古 田 肇

施行に係る地区名	縦 覧 場 所	縦 覧 期 間
----------	---------	---------

桑 原 地 区

羽 島 市 役 所

平成二五・九・六から

土地改良事業の工事の完了

次の県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第百十三条の二第三項の規定により公示する。

平成二十五年八月九日

岐阜県知事 古 田 肇

事業の種類	施行に係る地区名	工事完了年月日
中山間地域総合整備事業	加茂北地区 (農業用排水施設整備)	平成二五・二・二八

建設業法に基づく建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項第四号(廃業等)の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十五年八月九日

岐阜県知事 古 田 肇

取消年月	商号又は名称	代表者の氏名	主たる営業所の所在地	許可番号	取り消した工事業
平成二十五年五月二十一日	株式会社山幸建設	代表取締役 堀田 幸利	海津市南濃町 津屋六六八三	般二十三・一一二二五	管及びほ装工事業
平成二十五年五月二十二日	小森産業株式会社	代表取締役 小森 康彦	加茂郡富加町 高畑一四七三	般二十一・五〇〇六二	建築及びとび・土工事業
平成二十五年五月二十二日	山内塗装	山内大三	加茂郡八百津	般二十一	塗装及び防水工事

平成二十五年六月十七日	後藤電気商会	後藤勉	羽島市江吉良町九三三一	般二二一 一〇一五三	電気工事業
平成二十五年六月十三日	有限会社田中鉄工所	代表取締役 田中宏知	高山市江名子町三二〇〇番地一三	般二千八 五〇〇六五	鋼構造物、鉄筋及び板金工事業
平成二十五年六月十三日	藤垣産業株式会社	代表取締役 藤垣敏郎	岐阜市須賀四丁目一〇番三号	般二二三 一〇五四	内装仕上工事業
平成二十五年六月十三日	株式会社小栗建設	代表取締役 小栗等	加茂郡川辺町比久見一五八九番地	般二二三 二七〇〇	造園工事業
平成二十五年六月十二日	大山建築	大山俊作	土岐市肥田浅野笠神町三丁目四九番地	般二二三 一一四〇二	建築及び大工工事業
平成二十五年六月五日	株式会社アベテクノ	代表取締役 高橋泰之	岐阜市六条大溝三丁目一八番八号	特二二四 一〇二五〇 八	土木、とび・土工、石、鋼構造物、ほ装、しゅんせつ、塗装及び水道施設工事業
平成二十五年六月五日	斐太建具協同組合	代表理事 長瀬浩	高山市大新町二二〇五	般二二三 一一三三〇	建具工事業
平成二十五年六月三日	有限会社第一美装	取締役 齊藤誠	下呂市森一六五八六	般二二一 八〇〇一五 七	内装仕上工事業
平成二十五年五月三十日	西戸建築	西戸義治	瑞浪市山田町一七一〇番地	般二二一 六〇〇四五 二	建築工事業
平成二十五年五月二十八日	株式会社平和興業	代表取締役 渡辺里巳	可児郡御嵩町上恵土一八五番地の五	般二二四 一六四七四	管及び造園工事業
平成二十五年五月二十七日	工務店	郎	町八百津一五一六二〇	九二〇二	業

平成二十五年六月十八日	T M K T ラスト	田中英直	高山市三福寺町三一六七番地一六	般二二八 五〇二八九	とび・土工工事業
平成二十五年六月十九日	外断熱建設株式会社	代表取締役 高井孝之	岐阜市菅生八丁目二番一〇号	般二二四 一〇二五七 八	左官、とび・土工、石、鉄筋、板金、ガラス、塗装、防水、熱絶縁及び建具工事業
平成二十五年六月二十一日	有限会社飛騨鉄工	代表取締役 中家勇人	高山市朝日町甲一三七九番地	般二二三 一一七四	建築工事業
平成二十五年六月二十一日	ニコー建材	渡邊輝雄	羽島市堀津町前谷六二番地	般二二一 一〇一五三 四	屋根工事業
平成二十五年六月二十四日	ギフコンストラクション有 限会社	代表取締役 林俊通	岐阜市三田洞八八三五	般二二一 一六九三二	管、塗装及び造園工事業

公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により国土交通省中部地方整備局木曾川下流河川事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十五年八月九日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関

国土交通省中部地方整備局木曾川下流河川事務所

二 作業種類

公共測量（水準測量）

三 作業期間

平成二十五年八月十二日から

同 二十六年三月十四日まで

四 作業地域

羽島市、海津市及び養老郡養老町

公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条

第一項の規定により岐阜県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十五年八月九日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関

岐阜県

二 作業種類

公共測量（岐阜県共有空間データ作成）

三 作業期間

平成二十五年八月八日から

同 二十六年一月十日まで

四 作業地域

岐阜県内

公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条

第一項の規定により安八町長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十五年八月九日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関

安八町

二 作業種類

公共測量（数値撮影（デジタル）、写真地図作成（デジタルオルソ））

三 作業期間

平成二十五年五月二十九日から

同 二十六年三月三十一日まで

四 作業地域

安八郡安八町

公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条

第一項の規定により大野町長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十五年八月九日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関

大野町

二 作業種類

公共測量（数値撮影（デジタル）、写真地図作成（デジタルオルソ））

三 作業期間

平成二十五年四月一日から

同 二十六年三月三十一日まで

四 作業地域

揖斐郡大野町

可児都市計画の図書の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十条第一項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十五年八月九日

岐阜県知事 古 田 肇

一 都市計画の種類及び名称

可児都市計画地区計画 可児柿田流通工業団地区計画

二 縦覧場所

岐阜県都市建築部都市政策課及び可児市建設部都市計画課

可児都市計画の図書の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十条第一項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十五年八月九日

岐阜県知事 古 田 肇

一 都市計画の種類及び名称

可児都市計画特定用途制限地域

二 縦覧場所

岐阜県都市建築部都市政策課及び可児市建設部都市計画課

可児都市計画の図書の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十条第一項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十五年八月九日

岐阜県知事 古 田 肇

一 都市計画の種類及び名称

二 縦覧場所

可児都市計画用途地域
岐阜県都市建築部都市政策課及び可児市建設部都市計画課

平成二十五年八月九日発行

発行者 岐阜市数田南二丁目一番一
発行所 岐阜県庁

編集 岐阜市三輪ふりとびあ十三 岐阜文芸社